

福岡県公報

平成19年4月9日
第2663号

目次

告示(第775号-第781号)

- 漁業法に基づく第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則の変更の認可 (水産振興課) 1
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 2
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 平成19年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課) 4

公 告

- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
- 平成19年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) 9

教育委員会

- 技能教育のための施設の指定 (教育庁高校教育課)11

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課)12

告 示

福岡県告示第775号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 規則の名称
下筑後川、三又青木、大川、大野島、川口、上新田、柳川、沖端、浜武、佐賀県筑後川、千代田町、諸富町、早津江、大詫間及び南川副漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
- 2 漁業権者の名称及び住所
下筑後川漁業協同組合
福岡県久留米市安武町武島1750番地の1
三又青木漁業協同組合
福岡県大川市大字鐘ヶ江416番地
大川漁業協同組合
福岡県大川市大字小保968番地の39
大野島漁業協同組合
福岡県大川市大字大野島2864番地の1
川口漁業協同組合
福岡県大川市大字新田1317番地の2
上新田漁業協同組合
福岡県大川市大字新田1096番地の11
柳川漁業協同組合
福岡県柳川市吉富町219番地の1
沖端漁業協同組合
福岡県柳川市矢留本町1番地、2番地
浜武漁業協同組合
福岡県柳川市南浜武623番地の2

佐賀県筑後川漁業協同組合
佐賀県三養基郡みやき町大字江口1342番地の3
千代田町漁業協同組合
佐賀県神埼市千代田町崎村1735番地
諸富町漁業協同組合
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津146番地の2
早津江漁業協同組合
佐賀県佐賀郡川副町大字早津江373番地の1
大詫間漁業協同組合
佐賀県佐賀郡川副町大字大詫間170番地の1
南川副漁業協同組合
佐賀県佐賀郡川副町大字犬井道1757番地の3

3 漁業権の免許番号
内共第3号

4 変更の内容

(1) 千代田町漁業協同組合、諸富町漁業協同組合、早津江漁業協同組合、大詫間漁業協同組合及び南川副漁業協同組合の名称を「佐賀県有明海漁業協同組合」に改めること。

(2) 漁業権者の名称及び住所のうち、千代田町漁業協同組合、諸富町漁業協同組合、早津江漁業協同組合、大詫間漁業協同組合及び南川副漁業協同組合の住所を「佐賀県佐賀市西与賀町厘外821番地」に改めること。

(3) 遊漁規則の制限の範囲として定めた禁止区域のうち、「佐賀県佐賀郡諸富町蒲田津橋から橋津橋（堂がい橋）まで」を「佐賀県佐賀市諸富町蒲田津橋から橋津橋（堂がい橋）まで」に改めること。

5 変更後の遊漁規則の施行日
平成19年4月1日

福岡県告示第776号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年4月9日から同月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した篠栗都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
篠栗町建設課

福岡県告示第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年4月9日から同月23日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
篠栗都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
（1の区域区分については変更がない。）
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
篠栗町建設課

福岡県告示第778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）アイレックスガーデン
- (2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1880番2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
国道からの右折車が後続車の通行を妨げないよう、十分な道路幅員の確保を確実に願います。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
廃棄物の回収については、古賀市許可業者へ委託を行うこと。またゴミの減量化に努めること。
- (4) 騒音の発生に係る事項
騒音の発生する設備については、周辺的生活環境に配慮し設置していただくとともに苦情が出た際は誠実な対応をお願いします。
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

古賀市土地対策指導要綱に基づく協定書の締結内容を遵守すること。

事前予測結果及び想定外の問題が発生し市民生活に支障が生じる事態が発生した際は、真摯に協議に応じ必要な対応策を講じること。

福岡県告示第779号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成19年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号
- 3 委託期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

福岡県告示第780号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マックスバリュ久留米白山店
 - (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年3月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ豊津店

(2) 所在地 福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年11月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,781㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外	159

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外	124.8

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外	28.83

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県京都郡みやこ町大字田中宇中迫388番地 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容（3件）

(1) 調達物品の名称及び数量

ア	男性警察官用冬制帽	800個程度
	男性警察官用合制帽	800個程度
	男性警察官用夏制帽	800個程度
	女性警察官用冬制帽	50個程度
	女性警察官用合制帽	50個程度
	女性警察官用夏制帽	50個程度
イ	男性警察官用冬ワイシャツ	5,000着程度
	女性警察官用冬ワイシャツ	300着程度
ウ	男性警察官用冬ネクタイ（ノーマル）	6,000本程度
	男性警察官用冬ネクタイ（ループ付）	1,000本程度
	女性警察官用冬ネクタイ（ノーマル）	300本程度
	女性警察官用冬ネクタイ（ループ付）	50本程度
	男性警察官用合ネクタイ（ノーマル）	1,000本程度
	女性警察官用合ネクタイ（ノーマル）	70本程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月18日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
11	01	織 維	A A、A、B
12	01	百 貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要なとする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年4月9日（月）から平成19年4月18日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年4月18日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

ア 平成19年4月19日（木）午前10時00分

イ 平成19年4月19日（木）午前10時20分

ウ 平成19年4月19日（木）午前10時40分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗

じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（本）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
トナーカートリッジ（ゼロックス CT350036） 750個程度
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部情報管理課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年4月18日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	01	電気器具	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

- 4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成19年4月9日(月)から平成19年4月18日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成19年4月18日(水) 午後6時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室(地下1階)
- (2) 日時
平成19年4月19日(木) 午後2時00分
- 10 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

平成19年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成19年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 試験職種

ア 実技試験及び学科試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39)

ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテリア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) 情報処理科 (121) フォークリフト科 (122) 建築物衛生管理科 (123) 福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。）第30条第3項及び第4項のいずれかの項に該当することにより、情報処理科の受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項第1号の2に規定する専門課程の養成訓練に相当するもの）を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の学科試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	実技試験
	1 システム設計 2 プログラム設計
	学科試験
1のイの項に掲げる職種	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア ソフトウェア（言語理論、プログラム言語、オペレーティングシステム、データベース構造） イ ハードウェア（情報理論、中央処理装置、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ウ 情報工学（情報科学、情報数学） エ 経営工学（経営管理、生産管理） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）
	指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所

情報処理科	実技試験 学科試験	平成19年8月8日(水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)
1のイの項に掲げる職種	学科試験	平成19年11月28日(水曜日)	福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町13番50号)

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には50円切手を、写真票には写真をはること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課で交付する。

郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封すること。

ウ 受験手数料は、実技試験申込みにあつては15,800円を、学科試験申込みにあつては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 次の表の左欄に掲げる職種について、それぞれ同表右欄に掲げる期間とする。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日は、受付を行わない。

試験職種	受付期間
------	------

情報処理科	平成19年7月3日(火曜日)から 同年7月9日(月曜日)まで
1のイの項に掲げる職種	平成19年10月23日(火曜日)から 同年10月29日(月曜日)

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者の氏名は、情報処理科については平成19年8月22日(水曜日)、1のイの項に掲げる職種については平成19年12月12日(水曜日)に発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問い合わせは、職業能力開発課（電話 092-643-3604）に行うこと。問い合わせを郵便で行う場合は、あて先及び郵便番号を明記して、80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

学校教育法（昭和22年福岡県法律第26号）第45条の2の規定による技能教育のための施設として、平成19年3月28日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成19年4月9日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

KTC中央高等学院福岡キャンパス

（福岡市博多区博多駅前2-11-26 井門博多駅前ビル8階）

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

屋久島おおぞら高等学校 普通科

（鹿児島県熊毛郡屋久町平内34番地2）

3 連携措置の係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

(商業課程)

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
商品と流通	商品と流通
商業技術	商業技術

監査委員

監査公表第1号

平成18年4月21日付けで公表した「補助金等に関する事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき講じた措置について知事より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年4月9日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	後藤 元秀

18人 第1242号
平成19年3月22日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進谷 庸助 殿
同 伊藤 龍峰 殿
同 後藤 元秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

平成17年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1. 補助金等に関する事務の執行について

（商工部・水産林務部・農政部・保健福祉部の財団法人等諸団体を交付対象とする補助金等のうち、2,000万円以上かつ5年以上継続して補助を行っているもの。対象補助金等：112件）

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
保健福祉部 児童家庭課 （地域子育て支援センター 事業補助金）	実績確定金額の相違 平成17年2月3日付けの県から国（厚生労働省）への実績報告書による県全体の補助金額は171,468千円であり、平成17年3月8日付けで国が認めて確定した金額は同額となっていたが、平成17年3月31日付けの県から各市町村への割り振った実績確定合計金額は173,052千円となっており、1,584千円少なく県は実績報告していたことが判明した。 差異について検証したところ、県が実績報告する際、単純に計算ミスしていたこととであり、結果として、本来の実績に基づき県が負担している。 合計計算等は、通常、計算ソフトにより計算させているため、再チェックは怠りがちになると考えられるが、計算式を間違っている場合等もあるため、他者による計算チェック等を検討して頂きたい。	表計算ソフトを使って、集計する際に、計算式の入力に誤りが無いよう確認するとともに、十分な検算を行う。 また、チェック体制についても、副任と集計結果と報告額の読み合わせを行うなど単純な計算ミスを防ぐよう努めている。
農政部 農業振興課 （福岡県農業経営対策事業 推進費補助金）	農業委員会交付等事業分 ① 筑紫野市の事業実施状況確認調書の「経費の支出状況」の部分	農林事務所担当職員に対し会議を通じて指導を行い、実績確認手続きを的確に行わせる

	<p>委員手当報酬の合計額は6,543,000円となっているが、その内訳欄である「支払先」欄の個々の内訳金額と人数を掛けて計算した金額は下記となる。 会長354,000 + 副課長309,000 + 委員280,000 × 20名 = 6,263,000円 差額280,000円は正しくは筑紫野市で委員手当を一人あたり294,000円（筑紫野市条例による）で計上すべきであったのに一般的な委員手当である一人あたり280,000円と内訳に記載したために発生したミスである。 (294,000 - 280,000) × 20名 = 280,000円</p> <p>② 水巻町の事業実施状況確認調査の「経費の支出状況」の部分 「経費の支出状況」欄の委員報酬額2,550,811円と実績報告書の別紙2の支出の部の委員手当2,772,811円との差額222,000円が発生している。当該差額は費用弁償(旅費)分222,000円の記入漏れが原因である。</p> <p>③ 岡垣町の事業実施状況確認調査の「経費の支出状況」 事業実施状況確認調査の「経費の支出状況」に記載された金額を合計すると8,125,393円だが、実績報告書の別紙2の支出の部合計は8,135,393円である。 差額10,000円は農地調査・農地基本帳整備費の記入漏れが原因として発生したものである。</p>	<p>とともに、本庁においても事業実施状況確認調査のチェックを徹底した。 また、経費の支出状況のチェックを確実にを行うため、交付要綱を見直し、実績報告書に事業区分ごとの交付金等総括表を添付するよう改善を図った。</p>
<p>農政部 農業振興課 (農業生産総合対策事業費等補助金)</p>	<p>県主要食糧商業協同組合ソフト事業補助金の実施状況報告書について 地域におけるブランド・日本農産物供給体制を確立するために行う協議会等の開催、啓蒙活動等に対する補助金(100,000円) であるが、実施状況報告書が平成14年分まではあったが、平成15年分は見あたらなかった。</p>	<p>平成15年度分の実施状況報告書については、平成16年度分の実施状況報告書と併せて、平成17年7月31日に提出させた。 また、交付要綱を見直し、県への報告期限を5月31日と明記した。</p>

<p>農政部 生産流通課 (福岡ブランド販売戦略事業費補助金)</p>	<p>当該事項については、16年分提出時に併せて提出させている。</p> <p>概算払請求書の脚注で「出来高は実施事業費の割合を記載する」とあるが、15年10月請求分、16年2月請求分とも出来高が実施事業費の割合となっていないかった。但し、16年3月31日までに事業は完了し、補助金の確定額に問題は無かった。</p>	<p>概算払請求に係る出来高を実施事業費の割合で記載することが困難な場合等を踏まえ、事業計画に沿った予定出来高を記入するよう、平成18年6月に各種補助金の交付要綱を園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱に統一、様式の改訂を行った。</p> <p>また、事業主体に対し、出来高欄の適正な記入を行うよう指導を行うとともに、事務局会で事業計画に沿った活動状況の確認を適宜行っている。</p>
<p>農政部 生産流通課 (活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金)</p>	<p>活力ある園芸産地育成対策事業 重点品目産地強化対策</p> <p>① 交付要綱の別表1採択要件で補助対象となる重点品目が定められている。重点品目の産地強化を図るために必要な経費が補助対象となるが、重点品目でないものを対象に含め補助金が交付されている事例があった。「補助金を交付した根拠とされた「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」6 補助率で次のように定める。</p> <p>「補助率が異なる品目を受益対象として機械・施設等の整備を行う場合は、受益となる面積又は生産量のいずれかが過半数以上の補助率とする。なお、中山間地支援対策と産地支援対策の地域を受益対象とする場合は、受益となる面積又は生産量のいずれかが過半数以上を占める地域の補助率とする。」</p> <p>もともと重点品目でない品目のみを対象とする事業費は、重点品目産地強化対策事業の適用外と考えるべきである。</p> <p>「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」は事業の円滑かつ適切な実施を行うために定めるものであるが、今後は交付要綱の趣</p>	<p>平成17年度に交付要綱及び「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」を改正し、同一事業主体で重点品目と重点品目が混在する場合の補助対象を明確にした。</p> <p>具体的には、ハウス等の当該品目のみに使用する施設等については、その品目に係る補助率を適用することとした。また、防除機等の重点品目及び重点品目共通で使用する施設等については、対象となる品目の受益となる面積又は生産量のいずれかが過半数を占める品目に係る補助率を適用することとした。</p>

	<p>旨を十分に斟酌したものに改訂すべきであらう。</p> <p>② 事業実施主体が認定農業者の場合の採択要件のひとつに「家族経営協定の締結や農業経営改善計画の実践を図ろうとする者であること」とあるが、事業成果報告書の様式として定められる様式第13号と様式第14号のうち、様式第14号について「家族経営協定」について記載欄がなく、家族経営協定の締結予定者について締結状況の事後確認ができていない様式となっていた。</p>	<p>平成15、16年度事業実施地区については、聞き取りにより実態把握に努めた。なお、家族経営協定が一般に普及したことから、平成17年度からは採択要件としていない。</p>
<p>水産林務部 林政課 (福岡県森林組合振興対策補助金)</p>	<p>労務対策</p> <p>① 補助金内示は平成15年4月1日に決裁され、同日内示されている。一方、この内示額決定の基礎となる各農林事務所長宛の平成15年度福岡県森林組合振興対策事業見込み調査の期限日は平成15年4月11日となり、おり、実際の調査終了日も調査期限日であり、日付が前後していた。</p>	<p>複数者によるチェックを徹底し、平成18年度から見込み調査と内示の整合性をとり、事務処理の適正化を図っている。</p>
	<p>② 要綱で定められた交付申請書の様式では、事業の収支予算とその内容について記載することが求められている。</p> <p>○ 森林組合の平成15年度労務対策費補助金申請書の中で、収支予算書の支出の内訳に技術研修費が250,000円記載されているが、どのような技術研修を行うのか、その事業の内容(回数、延日数、参加延日数等)について説明記載がなく、空欄のまま申請受理されていた。</p>	<p>申請内容の厳密な審査と複数者によるチェックを徹底し、事務処理の適正化を図っており、平成18年度から、交付申請書の内容を十分確認したうえで受理し、適切に処理している。</p>